

平成23年度も身体障害者相談員・知的障害者相談員を次の方にお願ひしました

民間の協力者で、身体障害者や知的障害者の相談を受けています。

身体障害者相談員(敬称略)

山下一真(熊川477-19)

沼田勇(福生2267-35)

宇佐美信子(熊川1130)

矢田方(熊川5476)

赤石真美(熊川1640)

知的障害者相談員(敬称略)

徳田和江(福生2445)

関子(熊川13)

竹内悦子(熊川95-413)

問合せ障害福祉課 551・1742

日本赤十字社会員(社員)募集運動にご協力ください

5月1日から31日まで、日本赤十字社の会員(社員)増強運動(社費募集)が行なわれます。昨年は皆さんの

温かいご支援により福生地区では、333万余円のご協力をいただきました。

これら貴重な資金は、日本赤十字社を通じ、国際救

援活動、災害援護、病院経営、看護師育成、血液事業、福祉施設経営等の事業推進

に役立てられています。今年も町会・自治会の方々の

ご協力をいただき会員(社員)募集を実施します。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 551・1735

市民活動推進事業委託 プロポーザル参加者募集

輝き市民サポートセンターの講座(一部)を企画・実施するNPO(非営利活動団体)を募集します。

プロポーザル(提案型)方式により、公開のヒアリングを経て受託者を決定します。

事業内容 公益性のある市民活動の活性化につながる啓発・動機づけ講座、リーダー養成講座、活動支援のための講座・学習会など3回以上の講座等の実施

応募資格 非営利活動を行な

健康コーナーNO.11

～健康・検診を受けましょう～ 市では、市民の皆さんが健康な毎日を送っていただけるよう、特定健診、各種がん検診などを行なっています。

ぜひ受診し、「健康への一歩」を踏み出しましょう。

「健康であること」は、誰もの願いです。楽しく、充実した生活を送るために、健康・検診を受け、定期的に自分の健康をチェックしましょう。

《健診・検診の効果》

- ・自分の健康状態を知ることができる。
・病気や身体の異常がある場合は、早期発見、早期治療ができる。
・健康保持、増進のために、生活を見直すきっかけとなる。

～季節を問わず、手洗いうがい忘れずに～ 問合せ保健センター 552・0061

福生市男女共同参画実施計画(平成23年度～25年度)がまとまりました

市では、男女共同参画社会の形成を目指し、市が行なう施策の方向と主な事業を福生市男女共同参画行動計画(平成23年度～27年度)で示しています。この行動計画に基づいて、各担当課で行なう事業の男女共同参画の視点に基づいた目標をまとめたものが男女共同参画実施計画です。

【4つの主要課題】「人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり」「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」「あらゆる暴力の根絶」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」を掲げ、各課題ごとに事業を進めていきます。行動計画・実施計画とも市ホームページに掲載しています。

問合せ協働推進課 551・1590

男女共同参画情報誌

「あなたとわたし」掲載広告の募集

お店や会社の広告を市の発行する情報誌に掲載しませんか。今回は、第36号(7月発行予定・市内全戸配布)掲載分を募集します。

広告料 15,000円

広告スペース 「あなたとわたし」(A4版4ページ)の裏表紙下段

規格 4.5センチ×9センチ、各号2枠

申請用紙の配布場所 協働推進課(市ホームページからダウンロードもできます)

申込み 5月20日(金)までに申請用紙に必要事項を記入し、広告原稿を添えて持参または〒197-8501福生市本町5福生市役所協働推進課へ郵送してください。

問合せ協働推進課 551・1590

う団体 プロポーザル説明書配布期間 5月2日(月)まで。

配布場所 協働推進課(市役所第二棟2階※土・日曜日を除く)、市ホームページからダウンロードもできます。 プロポーザル参加表明書提出期限 5月16日(月) プロポーザル提案書(企画)提出期限 5月30日(月) ※参加表明書の審査後、企画提案書の提出要請を行ないます。

市民活動団体事業支援 補助金事業成果発表会 平成22年度に補助金の交付を受けた5団体が市民の皆さんに事業の効果や実施することで見えた課題などを報告します。 日時 5月14日(土)午前10時～ 場所 輝き市民サポートセンター 申込み 不要、直接会場へ。 発表団体 ・福生地域ネコの会 ・福生スポーツクラブ ・福生草笛サークル ・バリアフリー2001 ・おたまじゃくし 問合せ協働推進課 551・1590

年金だより

◆学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

学生の方で本人の前年の収入が一定額以下の場合、「学生納付特例制度」を申請すると在学中の保険料の納付が猶予されます。

申請を行わず保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故等で障害が残ってしまったとき、障害基礎年金等を受けられなくなります。保険料の納付が困難な学生の方は、申請してください。

必要なもの ①年金手帳(20歳で加入手続きをする方は不要) ②学生証 ③認印(本人が署名する場合は不要)

申請・問合せ 保険年金課 保険年金係 551・1670

◆国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替にすると、保険料が自動引き落としとなりますので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を

当月末に引き落とすことにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納や1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

必要なもの ①納付書または年金手帳 ②通帳 ③金融機関届出印

問合せ 青梅年金事務所 0428・30・3410、保険年金課 保険年金係 551・1670

◆年金受給権者の死亡届について

年金を受ける権利は、本人が死亡するとなくなるので、年金を受けている方が亡くなられたときは、ご遺族の方に「年金受給権者死亡届」を提出していただく必要があります。この届け出が遅れると、亡くなられた後の分の年金が振り込まれた際、返金をいただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、亡くなられた方がまだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族の方からの請求によって、その年金が支払われます。請求できる遺族の範囲・順位は、年金を受けていた方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

問合せ 青梅年金事務所 0428・30・3410

～ご近所で手を取りあって助けあい～

町会・自治会に加入しましょう

市内には34の町会・自治会があります。地域の交流や親睦を深めるさまざまな活動を行なっています。

加入は任意ですが、地域での連帯を高め、安全で安心なまちをつくるため、ぜひ加入をお勧めします。

■町会・自治会に加入すると?

ご近所の交流、地域のふれあい生まれ、暮らしの安全につながります。また、もしもの災害時などにも助け合いや安否確認などに協力し合い、すばやい対応ができます。

■町会・自治会の活動って?

より住みよい豊かな地域づくりのために、交流を深めながら、地域の課題解決に向け、日常生活に密着した活動を行なっており、市も支援をしています。

●防犯・防災活動

地域を巡回する防犯パトロールや防災訓練、災害時に備えた自主防災組織の運営など、安全で安心に暮らせるまちを目指しています。

●地域の見守り活動

小学生の帰宅時の見守りやあいさつ運動など、地域の子もたちがニコニコ暮らせるまちを目指しています。

●地域の美化活動

花いっぱい運動や資源回収、町内清掃等、地域が美しく住みよいまちを目指しています。

●親睦・レクリエーション活動

郷土のお祭り、盆踊り、餅つき大会など、各町会・自治会独自のイベントや事業を行ない、生き生き暮らせるまちを目指しています。

●健康づくりを進める運動

運動会、ラジオ体操、市民総合体育大会への参加など、地域で健康に暮らせるまちを目指しています。

●他団体との協力活動

子ども会や老人クラブ、青少年育成地区委員長会など、地域の各種団体と協力しあいながら、明るいまちを目指しています。

■町会・自治会に加入するには

お住まいの地区の町会・自治会や加入の方法は協働推進課でご案内しています。

問合せ協働推進課 551・1590